

令和7年12月23日

岡山県公報

発行

岡山県



目次

【告示】

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格等の基準の一部改正

(県例規集登載)

指導監査課

担当課(室)

- ○
- 〃 〃

【内水面漁場管理委員会】

- 令和八年度における第五種共同漁業権魚種の増殖についての指示

内水面漁場管理委員会
内水面漁場管理委

員会

目次

〃 〃

担当課(室)

- 公共測量の終了
- 【公 告】
- 決算の要領

【教育委員会】

- ○ 岡山県渋川青年の家の指定管理者の指定
- ○ 岡山県青少年教育センター閑谷学校の指定管理者の指定
- 水産動植物の採捕の禁止の指示

会	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	教 育 委 員 会	監 理 課	會 計 課	縣 民 生 活 課	文 化 振 興 課
---	-------------------	-----------	-------	-------	-----------	-----------

--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

◎岡山県告示第五百六十九号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格等の基準（平成二十六年岡山県告示第五百十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第四条第一号ア中「第六条」を「。第六号において「法」という。」第六条に改め、同条第六号ク中「に掲げる」を「（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号）に掲げる」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

◎岡山県告示第五百七十号

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例（平成十七年岡山県条例第十五号）第十三条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和七年十二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 管理を行わせる施設
岡山市北区南方二丁目一三番一号
- 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター
- 二 指定管理者となる団体
岡山市北区南方二丁目一三番一号
- 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター管理運営共同体
- 代表者 足羽 憲治
- 三 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

◎岡山県告示第五百七十一号

岡山県天神山文化プラザ条例（平成十七年岡山県条例第十六号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和七年十二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 管理を行わせる施設
岡山市北区天神町八番五四号
- 岡山県天神山文化プラザ
- 二 指定管理者となる団体
岡山市北区天神町八番五四号
- 公益社団法人岡山県文化連盟
- 会長 若林 昭吾

三 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

◎岡山県告示第五百七十二号

令和七年十二月十九日に岡山県議会定例会で議決を経た決算の要領は、次のとおりである。

令和七年十二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

令和6年度 一般会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 県 税	1 県 民 税 2 事 業 税 3 地 方 消 費 税 4 不 動 産 取 得 税 5 県 た ば こ 税 6 ゴ ル フ 場 利 用 税 7 軽 油 引 取 税 8 自 動 車 税 9 鉱 区 税 10 狩 猟 税 11 産 業 廃 棄 物 处 理 税 12 旧 法 に よ る 税	285,960,868,350 64,786,023,204 69,529,130,126 97,484,769,975 4,205,116,694 2,125,810,139 617,720,600 19,218,069,532 27,424,784,150 10,294,000 15,559,300 543,531,130 59,500
2 地 方 消 費 税 清 算 金	1 地 方 消 費 税 清 算 金	98,222,824,611 98,222,824,611
3 地 方 譲 与 税	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税 2 地 方 撥 発 油 譲 与 税 3 石 油 ガ ス 譲 与 税 4 自 動 車 重 量 譲 与 税 5 森 林 環 境 譲 与 税 6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	43,545,935,000 40,729,286,000 2,291,379,000 66,196,000 282,563,000 126,396,000 50,115,000
4 地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金	5,432,378,000 5,432,378,000
5 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	183,935,615,000 183,935,615,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	304,493,000 304,493,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金	1 負 担 金	4,434,599,110 4,434,599,110
8 使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料 2 手 数 料	9,436,119,250 6,406,821,684 3,029,297,566
9 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金 3 委 託 金	76,245,543,683 34,727,434,424 40,731,990,294 786,118,965
10 財 产 収 入	1 財 产 運 用 収 入 2 財 产 売 払 収 入	1,958,865,196 1,027,741,393 931,123,803
11 寄 附 金	1 寄 附 金	346,215,637 346,215,637
12 繰 入 金	1 特 別 会 計 繰 入 金 2 基 金 繰 入 金 3 企 業 会 計 繰 入 金	27,295,987,962 725,180,559 26,569,683,575 1,123,828

13 諸 収 入	1 延滞金、加算金及び過料等 2 県預金利息 3 貸付金元利収入 4 受託事業収入 5 収益事業収入 6 利子割精算金収入 7 雜	11,389,894,110 250,944,828 131,924,893 160,610,901 2,022,517,814 2,578,551,297 0 6,245,344,377
14 県 債	1 県 債	46,591,144,000 46,591,144,000
15 繰 越 金	1 繰 越 金	5,696,532,550 5,696,532,550
歳 入 合 計		800,797,015,459
歳 出		
款	項	決算額
1 議会費	1 議会費	1,555,503,256 1,555,503,256
2 総務費	1 総務管理費 2 企画興費 3 地方振興費 4 徴税費 5 市町村振興費 6 選舉活動費 7 統計調査費 8 県民生活性費 9 防災境費 10 環境費 11 人事委員会費 12 監査委員会費	69,225,015,968 43,346,741,076 4,093,873,955 3,227,933,367 7,956,770,305 922,808,455 1,453,366,137 439,675,600 1,894,760,865 1,458,464,581 4,131,372,443 138,788,925 160,460,259
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 生活保護費 4 災害救助費	125,209,920,594 98,233,402,753 26,011,626,126 907,308,032 57,583,683
4 衛生費	1 公衆衛生費 2 環境衛生費 3 保健所費 4 医薬費	14,846,369,081 5,902,104,516 1,626,268,044 1,822,566,558 5,495,429,963
5 労働費	1 労政費 2 職業訓練費 3 労働委員会費	1,245,073,177 415,290,893 729,828,955 99,953,329
6 農林水産業費	1 農業費 2 畜産業費 3 農地業費 4 林業費 5 水産業費	36,836,235,459 10,154,192,330 3,979,758,941 13,096,272,206 8,464,163,443 1,141,848,539

7 商 工 費	1 商 業 費 2 工 鉱 業 費 3 觳 光 費	13,257,672,354 3,614,439,617 8,624,590,266 1,018,642,471
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費 2 道 路 橋 り よ う 費 3 河 川 海 岸 費 4 港 湾 費 5 都 市 計 画 費 6 住 宅 費	75,165,007,373 6,779,382,953 34,643,595,114 24,991,509,341 5,226,503,734 2,374,409,145 1,149,607,086
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費 2 警 察 活 動 費	50,123,262,275 49,194,592,324 928,669,951
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費 2 小 学 校 費 3 中 学 校 費 4 高 等 学 校 費 5 特 別 支 援 学 校 費 6 大 学 費 7 社 会 教 育 費 8 保 健 体 育 費	146,694,019,190 29,811,739,316 39,171,930,137 21,978,715,229 36,218,763,539 13,637,642,743 2,246,175,210 2,384,224,355 1,244,828,661
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,657,639,703 680,154,837 1,977,484,866
12 公 債 費	1 公 債 費	97,006,458,891 97,006,458,891
13 諸 支 出 金	1 地 方 消 費 税 清 算 金 2 個 人 稟 民 税 所 得 割 付 金 3 利 子 割 交 付 金 4 配 当 割 交 付 金 5 株 式 等 讓 渡 所 得 割 付 金 6 法 人 事 業 税 交 付 金 7 地 方 消 費 税 交 付 金 8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 9 環 境 性 能 割 交 付 金 10 軽 油 引 取 税 交 付 金 11 利 子 割 精 算 金 12 産 業 廃 棄 物 处 理 税 交 付 金	161,978,721,428 93,127,561,611 126,534,000 143,905,000 2,004,784,000 3,264,302,000 5,140,969,000 50,429,360,000 434,112,992 1,121,891,503 6,002,489,322 0 182,812,000
14 予 備 費	1 予 備 費	0 0
歳 出 合 計		795,800,898,749
歳 入 歳 出 差 引 残 額		4,996,116,710 円
うち 基 金 繰 入 額		— 円

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

令和6年度 岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位:円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,196,534 3,196,534
2 繰 越 金	1 繰 越 金	83,307,361 83,307,361
3 諸 収 入	1 県 預 金 利 子 2 貸 付 金 元 利 収 入 3 雜 入	52,912,211 92,137 52,452,674 367,400
歳 入 合 計		139,416,106
歳 出		
款	項	決 算 額
1 民 生 費	1 児 童 福 祉 費	59,164,244 59,164,244
歳 出 合 計		59,164,244
歳入歳出差引残額		80,251,862 円
うち基金繰入額		— 円

令和6年度 岡山県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 分担金及び負担金	1 負 担 金	44,894,281,520 44,894,281,520
2 国庫支出金	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金	46,895,497,580 31,466,023,580 15,429,474,000
3 前期高齢者交付金	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	59,567,645,535 59,567,645,535
4 共同事業交付金	1 共 同 事 業 交 付 金	407,242,877 407,242,877
5 財産収入	1 財 産 運 用 収 入	5,536,078 5,536,078
6 繰入金	1 一 般 会 計 繰 入 金 2 基 金 繰 入 金	10,029,408,500 10,017,100,141 12,308,359
7 繰越金	1 繰 越 金	6,317,229,511 6,317,229,511
8 諸収入	1 雜 入	334,777,070 334,777,070
9 出産育児交付金	1 出 產 育 児 交 付 金	4,901,972 4,901,972
歳 入 合 計		168,456,520,643
歳 出		
款	項	決 算 額
1 総務費	1 総務管理費 2 運営協議会費	52,553,951 52,409,002 144,949
2 保険給付費等交付金	1 保険給付費等交付金	130,309,512,749 130,309,512,749
3 後期高齢者支援金等	1 後期高齢者支援金等	22,694,085,293 22,694,085,293
4 前期高齢者納付金等	1 前期高齢者納付金等	46,716,557 46,716,557
5 介護納付金	1 介護納付金	7,057,070,279 7,057,070,279
6 病床転換支援金等	1 病床転換支援金等	10,223 10,223

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

7 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	415,022,528
8 基金支出金	1 基金支出金	12,308,359
9 保健事業費	1 保健事業費	90,622,939
10 基金積立金	1 基金積立金	2,173,777,078
11 諸支出金	1 償還金	44,144,000
12 繰出金	1 繰出金	6,911,000
歳出合計		162,902,734,956
歳入歳出差引残額		5,553,785,687 円
うち基金繰入額		— 円

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

令和6年度 岡山県営食肉地方卸売市場特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	89,266,834 89,266,834
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	0 0
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	738,759,395 738,759,395
4 諸 収 入	1 雜 入 2 県 預 金 利 子	42,088,116 42,088,058 58
5 県 債	1 県 債	54,500,000 54,500,000
6 繰 越 金	1 繰 越 金	8,154,501 8,154,501
歳 入 合 計		932,768,846
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 畜 産 業 費 2 公 債 費	924,614,345 770,001,776 154,612,569
歳 出 合 計		924,614,345
歳入歳出差引残額		8,154,501 円
うち基金繰入額		— 円

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

令和6年度 岡山県造林事業等特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	28,377,050 28,377,050
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,864,237,592 1,864,237,592
3 繰 越 金	1 繰 越 金	22,934,052 22,934,052
4 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入 2 雜 入	30,237,456,286 30,231,000,000 6,456,286
歳 入 合 計		32,153,004,980
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 林 業 費 2 公 債 費	32,130,988,117 32,039,085,048 91,903,069
歳 出 合 計		32,130,988,117
歳入歳出差引残額		22,016,863 円
うち基金繰入額		— 円

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

令和6年度 岡山県林業改善資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	0 0
2 繰 越 金	1 繰 越 金	205,437,065 205,437,065
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	424,297,541 424,021,134
	2 雜 収 入	276,407
4 県 債	1 県 債	212,000,000 212,000,000
歳 入 合 計		841,734,606
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 林 業 費	661,914,400 661,914,400
歳 出 合 計		661,914,400
歳入歳出差引残額		179,820,206 円
うち基金繰入額		— 円

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

令和6年度 岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位:円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,281 6,281
2 繰 越 金	1 繰 越 金	270,986,789 270,986,789
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入 2 雜 収 入	1,493,647 1,142,000 351,647
歳 入 合 計		272,486,717
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 水 产 業 費	6,281 6,281
歳 出 合 計		6,281
歳入歳出差引残額		272,480,436 円
うち基金繰入額		— 円

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

令和6年度 岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 越 金	1 繰 越 金	2,094,058,986 2,094,058,986
2 諸 収 入	1 県 預 金 利 子 2 貸 付 金 元 利 収 入 3 雑 入	491,232,102 2,218,716 488,993,386 20,000
3 県 債	1 県 債	27,966,000 27,966,000
歳 入 合 計		2,613,257,088
歳 出		
款	項	決 算 額
1 商 工 費	1 商 工 費	424,333,493 424,333,493
歳 出 合 計		424,333,493
歳入歳出差引残額		2,188,923,595 円
うち基金繰入額		— 円

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

令和6年度 岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計歳入歳出決算書
(単位:円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 財 産 収 入	2 財 産 運 用 収 入	1,170,810 1,170,810
2 繰 越 金	1 繰 越 金	1,201,094,389 1,201,094,389
歳 入 合 計		1,202,265,199
歳 出		
款	項	決 算 額
1 内陸・流通団地 造 成 事 業 費	1 内陸・流通団地造成事業費 2 公 債 費	221,991,257 5,347,498 216,643,759
歳 出 合 計		221,991,257
歳入歳出差引残額 うち基金繰入額		980,273,942 円 一 円

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

令和6年度 岡山県公共用地等取得事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一般会計繰入金 2 土地開発基金繰入金	153,932,233 138,785,100 15,147,133
2 繰 越 金	1 繰 越 金	1,034,065,513 1,034,065,513
	歳 入 合 計	1,187,997,746
歳 出		
款	項	決 算 額
1 道路等用地取得費	1 道路等用地取得費	121,923,755 121,923,755
2 公共用地等取得費	1 公共用地等取得費	58,980,973 58,980,973
	歳 出 合 計	180,904,728
歳入歳出差引残額		1,007,093,018 円
うち基金繰入額		— 円

令和6年度 岡山県後楽園特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	297,557,251 297,557,251
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	80,200 80,200
3 諸 収 入	1 雜 入	3,915,012 3,915,012
5 繰 越 金	1 繰 越 金	9,132,764 9,132,764
歳 入 合 計		310,685,227
歳 出		
款	項	決 算 額
1 後 樂 園 費	1 後 樂 園 費	305,013,381 305,013,381
歳 出 合 計		305,013,381
歳入歳出差引残額		5,671,846 円
うち基金繰入額		— 円

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

令和6年度 岡山県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	340,241,113 340,241,113
2 国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金	38,305,000 38,305,000
3 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入 2 財 産 運 用 収 入	681,467,558 51,300,000 630,167,558
5 繰 越 金	1 繰 越 金	2,678,679,955 2,678,679,955
6 諸 収 入	1 雜 入	141,157,507 141,157,507
7 県 債	1 県 債	179,500,000 179,500,000
歳 入 合 計		4,059,351,133
歳 出		
款	項	決 算 額
1 土 木 費	1 港 湾 費 2 臨 海 土 地 造 成 費 3 公 債 費	2,225,761,310 423,148,345 213,258,927 1,589,354,038
歳 出 合 計		2,225,761,310
歳入歳出差引残額		1,833,589,823 円
うち基金繰入額		一 円

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

令和6年度 岡山県収入証紙等特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 証 紙 代 金 収 納 計 器 収 入	1 証 紙 代 金 収 納 計 器 収 入	2,702,269,100 2,702,269,100
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	23,823,087 23,823,087
3 繰 越 金	1 繰 越 金	67,407,134 67,407,134
歳 入 合 計		2,793,499,321
歳 出		
款	項	決 算 額
1 証 紙 費	1 証 紙 管 理 費	5,244,135 5,244,135
2 証 紙 代 金 収 納 計 器 費	1 証 紙 代 金 収 納 計 器 管理 費	2,716,675,887 2,716,675,887
歳 出 合 計		2,721,920,022
歳入歳出差引残額 うち基金繰入額		71,579,299 円 — 円

令和6年度 岡山県用品調達特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 用 品 収 入	1 用 品 収 入	322,663,969 322,663,969
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	5,260,542 5,260,542
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	434,500 434,500
4 繰 越 金	1 繰 越 金	10,697,367 10,697,367
歳 入 合 計		339,056,378
歳 出		
款	項	決 算 額
1 用 品 調 達 費	1 調 達 費	317,927,918 317,927,918
歳 出 合 計		317,927,918
歳入歳出差引残額		21,128,460 円
うち基金繰入額		— 円

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

令和6年度 岡山県公債管理特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金 2 特 別 会 計 繰 入 金 3 基 金 繰 入 金	109,541,350,407 97,011,868,730 2,539,481,677 9,990,000,000
2 県 債	1 県 債	57,901,600,000 57,901,600,000
歳 入 合 計		167,442,950,407
歳 出		
款	項	決 算 額
1 公 債 費	1 公 債 費	167,442,950,407 167,442,950,407
歳 出 合 計		167,442,950,407
歳入歳出差引残額		0 円
うち基金繰入額		— 円

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

〔五六〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和七年十二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	終了年月日
岡山市北区御津国ケ原地内	公共測量（二級基準点測量及び三級基準点測量）	令和七年十二月八日

◎岡山県教育委員会告示第二号

岡山県渋川青年の家条例（昭和三十八年岡山県条例第六号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和七年十二月二十三日

岡山県教育委員会

- 一 管理を行わせる施設
玉野市渋川二丁目七番一号
岡山県渋川青年の家
- 二 指定管理者となる団体
兵庫県神戸市中央区海岸通六番地
渋川みらい創造プロジェクト
- 三 代表者 荒谷 明彦
指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

令和七年12月23日 岡山県公報 第12764号

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

◎岡山県教育委員会告示第三号

岡山県青少年教育センター閑谷学校条例（昭和四十年岡山県条例第二十六号）第十四
条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和七年十二月二十三日

岡山県教育委員会

- 一 管理を行わせる施設
備前市閑谷七八四番地
岡山県青少年教育センター閑谷学校
- 二 指定管理者となる団体
備前市閑谷七八四番地
公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会
- 三 理事長 國友 道一
指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和7年度第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項の規定により、備前市日生町地先海面の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和七年十二月二十三日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 龍雄

一 保護区域

次に掲げる点ア及び点イを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

点ア 備前市日生町鹿久居島堤東端に設置した標識

点イ 備前市日生町鹿久居島だん龜南西端

二 小型機船底びき網漁業の禁止区域

1 次に掲げる区域内においては、小型機船底びき網漁業を操業してはならない。

ア 次に掲げる点イ及び点ウを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

点イ 備前市日生町鹿久居島だん龜南西端

点ウ 備前市日生町鹿久居島水の浦西側突端

区域

点ウ 備前市日生町鹿久居島水の浦東側突端

区域

点エ 備前市日生町鹿久居島夜千浜東側突端に設置した標識

区域

ウ 次に掲げる点オ、点キ及び点クの各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線

とによって囲まれた区域（岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第三十九条に規定する区域を除く。）

点オ 備前市日生町鹿久居島夜千浜東側突端に設置した標識

点キ 点オから真方位一五六度見通し線と点カから真方位七八度三〇分見通し線

との交差点

点ク 点カから真方位七八度三〇分見通し線と備前市日生町鹿久居島の最大高潮時海岸線との交差点

2

次に掲げる区域内においては、小型機船底びき網漁業のうち、あみこぎ網漁業、べいかこぎ網漁業、なまここぎ網漁業、自家用餌料びき網漁業、貝けた網漁業及びなまこけた網漁業を操業してはならない。

ア 次に掲げる点オ、点キ及び点クの各点を順次結んだ二直線、備前市日生町鹿久居島の最大高潮時海岸線及び備前市日生町頭島周辺の最大高潮時海岸線から五〇〇メートルの距離の線とによって囲まれた区域

点オ 備前市日生町鹿久居島夜千浜東側突端に設置した標識

点カ 備前市日生町鴻島東裸岩に設置した標識

点キ 点オから真方位一五六度見通し線と点カから真方位七八度三〇分見通し線との交差点

点ク 点カから真方位七八度三〇分見通し線と備前市日生町鹿久居島の最大高潮時海岸線との交差点

イ 次に掲げる点ケ及び点コを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

点ヶ 備前市日生町大多府島北西イノコ鼻北端に設置した標識
点コ 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識

三 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

四 指示の有効期間

令和八年一月一日から令和十年十二月三十一日まで

令和7年12月23日 岡山県公報 第12764号

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和7年度第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項の規定により、繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和七年十二月二十三日

岡山海区漁業調整委員会

会長：井本瀧雄

一 禁止する漁業の種類
かにすくい網漁業

二 禁止区域

瀬戸内市牛窓町から玉野市出崎までの岡山県海面

三 禁止期間

七月一日から九月三十日まで

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和八年一月一日から令和十年十二月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和七年度第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項の規定により、繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和七年十二月二十三日

岡山海区漁業調整委員会

会長：井本瀧雄

一 禁止する水産動物の種類
まだこ

二 禁止する漁法
全ての漁法

三 禁止区域
倉敷市と玉野市の境界（松ヶ鼻突端大石）から玉野市大槌島の高見通し線以西であつて、かつ、丸亀市手島高ノ越北西端から倉敷市下水島南西端見通し延長線以東である岡山県海面

四 禁止期間
九月一日から同月三十日まで

五 適用除外
この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

六 指示の有効期間
令和八年一月一日から令和十年十二月三十一日まで

令和七年12月23日 岡山県公報 第12764号

令和7年12月23日 第12764号 国山県公報

◎国三県内水面漁場管理委員会
漁業法（昭和14年法律第116号）第110条第一項及び第171条第四項の規定により、令和八年度における第五種共同漁業権魚種の増殖について次のとおり指示す
る。

令和七年十一月廿一日

令和8年度における第五種共同漁業権魚種の増殖指示

(単位 : kg ただし、わかさぎは卵数について 単位 : 万粒)
北九州市
福岡県
大分県
佐賀県
長崎県
熊本県
宮崎県
鹿児島県

漁業権番号 (漁業権者名)	放						流			魚種			代替措置可能魚種		
	あゆ	うなぎ	ふな	あまご	なます	すっぽん	にじます	もろこ	わかさぎ	はえ	てぬがえび	もくすがい			
内共第1号 吉井川南部	1,090	50	30	—	—	10	50	—	—	80	—	—	50		
内共第2号 吉野川	1,210	50	30	320	—	—	50	—	—	90	—	—	15		
内共第3号 吉井川	1,330	40	20	290	—	10	—	—	—	100	—	—	10		
内共第4号 加茂郷	390	15	—	160	—	—	30	—	—	30	—	—	—		
内共第5号 久田川	330	15	—	130	—	—	—	—	—	30	—	—	—		
内共第6号 奥津川	270	—	—	220	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
内共第7号 旭川南部	1,290	50	40	—	—	10	—	—	—	100	—	—	10		
内共第8号 旭川中央	1,560	100	150	460	—	—	100	—	—	50	—	—	—		
内共第9号 湯原	330	25	—	190	—	—	100	—	—	30	—	—	—		
内共第10号 旭川北	300	20	—	360	—	—	150	—	—	30	—	—	—		
内共第11号 高梁川	2,680	90	60	—	—	20	—	—	—	150	—	—	75		
内共第12号 小田川	290	25	—	—	—	10	—	—	—	30	—	—	15		
内共第13号 芳井町	260	15	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—	—		
内共第14号 成羽川	1,130	50	—	15	—	5	—	—	—	20	—	—	25		
内共第15号 "	200	10	—	25	—	5	—	—	—	5	—	—	25		
内共第16号 "	—	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
内共第17号 新見	1,690	35	—	500	—	—	—	—	—	500	50	—	—		
内共第18号 児島湾淡水	—	10	230	—	25	—	—	—	—	15	—	—	40	—	
内共第19号 "	5	100	—	45	—	—	—	—	—	160	—	—	10	—	
内共第20号 "	1,090	15	1,470	—	5	—	—	—	—	40	—	—	45	—	
内共第21号 "	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

備考 はえ、てながえび及びもくずがにについて、漁業権番号ごとの指示量に応じて、次に掲げる方法により放流の代替措置を行うことができる。

(1) 産卵床造成 (はえ)

指 示 量	造 成 篠所数	造 成 基 準
1 ~ 50 kg	1 篠所	1 篠所当たり 500 m ² の造成で 50kgの増殖とみなす。
51 ~ 100	2	
101 ~ 150	3	

(2) 産卵床造成 (てながえび)

指 示 量	造 成 束数	造 成 基 準
12 kg	10 束	ソダ10束の造成で12kgの増殖 とみなす。

(3) 親がに・C1 (甲幅約3 mmの稚がに) 放流 (もくずがに)

指 示 量	親がに放流基準	C1放流基準
10 kg	親がに8.4kgの放流 で10kgの増殖とみ なす。	C1, 0.13kgの放流で 10kgの増殖とみなす。